

令和 3 年 第 2 回

# 北本市予算決算常任委員会会議録

令和 3 年 3 月 1 9 日 開 会

北 本 市 議 会

## 予算決算常任委員会

1. 開会年月日 令和3年3月19日(金) 午前 9時00分
  2. 出席委員 加藤勝明委員長 岸 昭二 副委員長  
湯沢美恵委員 中村洋子委員  
村田裕子委員 金森すみ子委員  
今関公美委員 岡村有正委員  
桜井卓委員 日高英城委員  
高橋伸治委員 諏訪善一良委員  
大嶋達巳委員 保角美代委員  
松島修一委員 渡邊良太委員  
工藤日出夫委員 島野和夫委員  
黒澤健一委員
  3. 欠席委員 (0名)
  4. 説明のため出席した者  
三宮幸雄 市長 吉野 一 副市長  
清水隆 教育長 磯野治司 市長公室長
- 事務局職員出席者
- 齊藤 仁 局長 古畑良健 主 幹  
関根麻衣子 主 査

開議 午前 9時00分

○加藤勝明委員長 おはようございます。

ただいまから令和3年第2回予算決算常任委員会を開会いたします。

本日の委員会傍聴については、これを許可いたしますので御承願います。

本日の日程につきましては、お手元に配付してある日程表のとおりです。

日程第1、議案第2号から日程第13、議案第24号までを一括議題といたします。

各議案につきましては、各分科会に送付し、慎重な審査を願っておりますので、直ちに各分科会長の報告を求めます。

初めに、総務文教分科会長の報告を求めます。

今関分科会会長。

○今関公美総務文教分科会長 予算決算常任委員会総務文教分科会会長報告。

総務文教分科会に送付されました議案第2号 令和3年度北本市一般会計予算、議案第7号 令和3年度埼玉県央広域公平委員会特別会計予算、議案第19号 令和2年度北本市一般会計補正予算（第11号）、議案第24号 令和3年度北本市一般会計補正予算（第1号）について、審査内容の主なものを御報告いたします。

議案第2号、市長公室関係について。

（1）寄附金のうち一般寄附金に関して。

令和3年度予算では市民税の減収が見込まれ、ふるさと納税寄附金も減ると考えられるが、前年並みの寄附金確保の取組について質疑したと

ころ、本市のふるさと納税寄附金に関しては、紳士服の仕立券を選択する100万円を超える高額寄附が多く、日経平均株価の伸びなども勘案すると、高額納税者の方々はそれほど新型コロナウイルス感染症の影響を受けていないと考えられます。紳士服の仕立券はリピート率が高いため、高額寄附者からの寄附を増やすPR業務を行いながら、地元事業者の返礼品数を増やして品揃えを充実することで、予算額を達成したいと考えていますとの答弁がありました。

（2）繰入金のうち基金繰入金に関して。

ふるさと応援基金繰入金の使途分野別の金額と繰入額の上限設定について質疑したところ、分野別の繰入額は、1、子どもの成長を支えるまちづくりに関する事業1億3,600万円、2、健康でいきいきと暮らせるまちづくりに関する事業4,350万円、3、みんなが参加し育てるまちづくりに関する事業300万円、4、快適で安心・安全なまちづくりに関する事業2,000万円、5、活力あふれるまちづくりに関する事業1,600万円、6、健全で開かれたまちづくりに関する事業400万円、その他として、一般廃棄物処理施設整備基金積立金に8,750万円、以上、合計で3億1,000万円です。1月3日時点の令和2年度残高見込額の範囲内を上限として、各分野に振り分けて繰り入れていますとの答弁がありました。

（3）総務費のうち企画財政総務費に関して。

市勢要覧制作業務について、内容の編集に当たり市民が参画できるのかと質疑したところ、

制作に当たっては、委託業務の中に市民との協働として市民ワークショップやヒアリング、インタビューなどを行って記事を編集する形を入れていきたいと考えていますとの答弁がありました。

シティプロモーション業務の委託料の内訳について質疑したところ、シティプロモーション関連の市制施行50周年事業として、駅前ロータリーにフラッグを作製する事業に101万2,000円、株式会社モンベルと連携して森林セラピー等を組み合わせたまち歩きやグッズ作製を行う事業に150万円、音楽イベント、マーケット等を実施する&greenfesに500万円、市内小中学校の児童生徒が描く未来の北本のポスターをイベント会場等に掲示する事業に36万6,000円、株式会社モンベルのフレンドエリア登録により約100万部発行のガイド紙への情報を掲載する事業に92万4,000円、一般社団法人地域活性化センターの移住・定住・交流促進支援助成金を活用して実施する&greenマーケット開催事業に121万円を計上していますとの答弁がありました。

和楽web連携事業について、すでに今年度実施しているが、なぜ新たに予算が必要なのかと質疑したところ、現在は事業者に御協力いただき本市の情報発信を行っているところですが、令和3年度以降は、月1本以上の記事の掲載を委託するため予算計上しました。和楽webとは歴史、文化、緑などに関して一緒に取り組んでいける部分がありますので、関連グッズを作

成しながら、本市と一緒に盛り上げていく仕様となっていますとの答弁がありました。

久保・デーノタメ共存調整等事業の必要性について質疑したところ、本事業では久保特定土地区画整理事業を見直し、市民合意に関する資料や庁内調整に関する資料の作成、有識者による意見聴取等を行います。今回新たに調査業務を行うということではなく、本市のまちづくりにとって重要な久保の区画整理事業とデーノタメ遺跡を共に進め、市民生活を豊かにするために必要な調整業務と考えていますとの答弁がありました。

議案第2号、行政経営部関係について。

(1) 債務負担行為に関して。

情報システムの強靱化向上業務の具体的な内容について質疑したところ、令和2年5月に国が示した「自治体情報セキュリティ対策の見直しについて」の指針に基づき新たな対策を講じる必要があるため、市の出先機関を含む情報ネットワークセキュリティの対策に係る機器やウイルス対策ソフト等を更新し、セキュリティの強靱化を図るものです。庁舎建設時に導入し、旧式化してサポート期間が終了する現行のファイアウォールやルーター等のソフトウェアや機器も全て入れ替えますとの答弁がありました。

(2) 総務費のうち情報管理費に関して。

財務会計システムの更新内容について質疑したところ、財務会計システムを令和3年10月に更新するため、1,144万円を計上しています。現在のシステムから全く違うシステムに変更す

るので、令和3年度はそのための構築費として、今までの予算より増額していますとの答弁がありました。

(3) 総務費のうち企画財政総務費に関して。組織を見直し、指定管理業務を移管するに至った経緯について質疑したところ、これまでは新たな公の施設の管理形態として経費縮減等の行政改革の目的の下、行政経営課事務管理担当で所管していましたが、制度導入から15年が経過したことから、市が持つ資産の一体的管理の手法として、令和3年度から総務課資産管理担当に業務を移管しますとの答弁がありました。

(4) 予備費に関して。前年度から2,000万円増額して5,000万円とした根拠について質疑したところ、近年自然災害が頻発しており、甚大な被害が出たとき、また、不測の事態が生じたときに、直ちに市民生活の安心・安全を確保する必要があります。そのために必要な非常時の対応として、予備費を増額するものですとの答弁がありました。

議案第2号、総務部（会計課含む）関係について。

(1) 市税に関して。市税収入の減額理由について質疑したところ、個人市民税現年課税分は34億1,282万円、前年度当初予算額に比べマイナス2億4,922万1,000円、6.8%減を見込んでいます。主な要因は、毎月勤労統計調査及び人口推計における生産年齢人口、新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮したことです。法人市民税現年課税分

は2億5,557万2,000円、前年度当初予算額に比べマイナス9,011万8,000円、26.1%の減を見込んでいます。主な要因は、税制改正による影響額、法人企業景気予測調査における全産業の経常利益減益見込み、令和元年度にすでに市内の納税上位企業に大きな減額があったこと及びリーマンショック時の下落率等を考慮したことです。固定資産税現年課税分は35億3,418万円、前年度当初予算額に比べマイナス1億5,241万8,000円、4.1%の減を見込んでいます。主な要因は、令和3年度評価替えによる下落及び新型コロナウイルス対策による事業用家屋、償却資産に係る課税標準の特例等を考慮したことですとの答弁がありました。

(2) 財産収入のうち財産貸付収入に関して。土地貸付収入の「その他」に該当するものは何かと質疑したところ、中丸8丁目のカインズ北本店の敷地内に旧道路敷が約713平方メートルあり、普通財産土地として貸付しています。その他、東京電力の電柱、NTTの電話柱、ケーブルテレビ等に係る占用料となりますとの答弁がありました。

(3) 総務費のうち一般管理費に関して。福利厚生研修経費の自己啓発支援補助金の内容について質疑したところ、令和3年度から新たに実施する事業で、職員が職務に関係する資格を取得する際に、費用の2分の1の額で2万円を限度額として補助するものです。具体的には、危険物取扱者、管理栄養士、社会福祉士、精神保健福祉士などの資格取得の受講が対象と

なりますとの答弁がありました。

(4) 総務費のうち衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費に関して。

コロナ禍での選挙における対応策について質疑したところ、手指消毒液や手袋、使い捨て鉛筆、飛沫ブロッカー等の新型コロナウイルス対策費212万6,000円も含めて、必要な経費を予算計上しました。昨年9月に選挙時における新型コロナウイルス感染症対策要領を策定しましたので、その内容に基づき対応しますとの答弁がありました。

(5) 公債費のうち利子に関して。

一時借入金等償還費が令和2年度と比較して半減していることについて質疑したところ、平成25年度に、庁舎建設基金が全部取り崩されることや、東日本大震災の影響により地方交付税が入ってこないことなどを懸念して、一時借入金の最高額を20億円としていましたが、新型コロナウイルス関連の交付金や特別給付金等は、ほぼ概算どおり入ってきましたので、そうした状況を踏まえ、令和3年度は最高額を10億円としましたとの答弁がありました。

議案第2号、教育部関係について。

(1) 債務負担行為に関して。

文化財保存活用地域計画策定業務について、債務負担行為による事業実施を決定した経緯について質疑したところ、本計画は、地域のあらゆる文化財の保存活用に関する総合的な計画と位置づけられており、計画策定に係る国庫補助金は国の予算の範囲内で交付されます。策定を

希望する自治体の要望額で予算総額を振り分けるため、希望自治体が増えると補助金額が下がることとなります。すでに令和3年度は令和2年度よりも策定する自治体が大幅に増える見込みであることから、早急に着手することが有利な財源の確保につながると考えています。また、文化財保護審議会から教育委員会に対し、上尾道路建設に係る文化財の保存と活用についての答申があり、上尾道路計画線上の周辺の文化財については、文化財保存活用地域計画を策定する際、当該計画に盛り込み、地域の文化資産として適切な整備、活用を図ることとされていますので、上尾道路工事が間近に迫ってきたことから、早急な策定が必要と考え、計画策定に3か年を要するため、債務負担行為とするものですとの答弁がありました。

文化財保存活用地域計画は、第五次北本市総合振興計画後期基本計画を策定する中での議論や審議を待ってから進めるという発想はなかったのか、デーノタメ遺跡の方針が決まってから策定するべきではないかと質疑したところ、本計画は、策定に3か年かかりますので、実際に地域計画の運用開始は令和5年度以降となりますが、総合振興計画後期基本計画との整合を図りながら策定したいと考えています。また、デーノタメ遺跡については、現在、区画整理事業との共存の検討をしているところですが、今回策定する地域計画は、全市を対象として総合的な文化財の保存活用を定めるもので、あくまでも市内の全ての文化財を対象としていますので、

デーノタメ遺跡の方針策定を待たず、進めていきたいと考えていますとの答弁がありました。

(2) 諸収入のうち雑入に関して。

オリンピック・パラリンピック事前キャンプ  
ホスト対象国負担金の積算根拠について質疑したところ、この負担金は、アルジェリアパラリンピック選手団の事前キャンプ宿泊に伴い、アルジェリアに負担していただくものです。事業費を宿泊費、食事代、食事搬送費等を含め総額1,658万2,100円と見込んでいますので、市の負担額581万円を差し引き、残りの1,077万2,000円が負担金収入となりますとの答弁がありました。

(3) 教育費のうち学校教育費に関して。

I C T支援員の配置の具体的な内容について質疑したところ、I C T支援員は、会計年度任用職員として1人分の予算を計上しています。教育委員会内に配置して、勤務は1日5時間、週3日とし、2週に1回程度、各学校を巡回支援できるよう体制を整えていきます。主な支援内容は、教員の機器操作等の授業支援、メンテナンスやトラブル対応等の環境支援、教職員の研修支援の3つを考えていますとの答弁がありました。

学校水泳指導民間委託の委託先及び実施スケジュールについて質疑したところ、委託事業はスウィン北本スイミングスクールとセントラルウェルネスクラブ桶川北本の2か所で行います。スウィン北本では北本中学校と宮内中学校、セントラルでは西中学校と東中学校をそれぞれ受

け入れていただきます。スケジュールは各中学校で1学年4回、3学年ありますので12回、加えて特別支援学級4回を計画しています。室内プールのため、年間を通して授業が実施できませんので、これまでは夏場の2か月程度の指導期間でしたが、今後は1年を通しての指導となりますとの答弁がありました。

(4) 教育費のうち学校給食費に関して。

西小学校給食室の整備に伴い、工事期間中に栄小学校で実施する給食調理業務及び運搬業務の予算について質疑したところ、学校給食管理運営経費の中の委託料に追加分として1,052万9,890円、配送委託料を654万5,000円見込んでいます。そのほか、運搬用のコンテナの賃借料125万2,240円、栄小学校と西小学校との通信連絡用の携帯電話借上料4万8,290円を計上していますとの答弁がありました。

(5) 教育費のうち文化財保護費に関して。

市内重要遺跡内容確認調査の予定箇所について質疑したところ、内容確認調査は、文化財保護審議会の指導の下、継続的に調査を行うものです。デーノタメ遺跡以外の市内重要遺跡は、実際にどの遺跡を調査するのかを文化財保護審議会で判断しますが、現時点では、上尾道路との関係もあり、高尾の宮岡氷川神社前遺跡を想定していますとの答弁がありました。

石戸蒲ザクラの用地取得に係る費用について質疑したところ、土地購入費は、購入面積367平方メートル、鑑定評価額1平方メートル当たり1万3,400円で491万8,000円、隣地境界の測

量費が99万2,200円、不動産鑑定費が前回の鑑定から1年以上が経過していることから最新の鑑定価格を得るため17万7,100円をそれぞれ計上しています。購入用地は、国の天然記念物に追加指定した後に公有地化することになりますとの答弁がありました。

議案第7号について。

(1) 分担金及び負担金のうち負担金について。

構成団体負担金の減額理由について質疑したところ、今年度は、全国、関東、埼玉県の各連合会の会議が書面開催となり支出が減少し、令和3年度への繰越金の増額を見込んだため、構成団体の負担金が減額となりましたとの答弁がありました。

議案第19号、市長公室関係について。

(1) 総務費のうち秘書広報費に関して。

秘書業務経費及び政策研究業務経費の減額理由について質疑したところ、秘書業務経費については、新型コロナウイルス感染症の影響により、市長が出席する会合や懇親会等が中止となったため市長交際費を減額するものです。また、政策研究業務経費についても同様に、講演・研修会等に講師を招くことができず、講師謝礼を減額することとしたものですとの答弁がありました。

議案第19号、行政経営部関係について。

(1) 国庫補助金のうち総務費国庫補助金に関して。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時

交付金の第3次分までの申請限度額、申請額、交付決定額について質疑したところ、地方単独事業分の限度額は1次補正が1億9,093万4,000円、2次補正が4億9,460万4,000円、3次補正が2億2,225万3,000円で、実際の申請額については第1次、第2次、第3次とも、限度額で申請しています。交付決定額については、第1次、第2次は限度額、申請額と同額で決定通知を受けていますが、第3次はまだ交付決定されていませんとの答弁がありました。

(2) 繰入金のうち基金繰入金に関して。

財政調整基金の年度末残高は約14億円が見込まれる要因について質疑したところ、令和2年度の事業を実施するに当たり、新型コロナウイルス感染症の影響で事業を中止または延期としたことや、物品購入、建設事業等で落札減が出たこと等が主な要因ですとの答弁がありました。

議案第19号、総務部（会計課含む）関係について。

(1) 市税に関して。

個人市民税が補正増となった要因について質疑したところ、12月4日時点の調定額に基づく収入見込額は37億2,420万7,000円で、当初予算との差額がプラス6,216万6,000円となっています。この要因としては、1人の高額納税者の税額が前年比約4,000万円の増額と想定外の伸びがあり、その他全体でも約2,000万円の伸びがあったため、併せて6,000万円の増額補正を計上しましたとの答弁がありました。

新型コロナウイルスに関する徴収猶予の特例



の適用実績について質疑したところ、新型コロナウイルスに関する徴収猶予の特例の適用件数は全体で138件、猶予した金額は4,794万円ですとの答弁がありました。

議案第19号、教育部関係について。

(1) 繰越明許費に関して。

教育総務費で1件、小学校費で3件、中学校費で2件ある繰越明許費はすべて国の補正予算成立に伴う国庫補助事業なのかと質疑したところ、すべて国の補正予算の事業で、算定の基準額に乗じる補助割合は感染症の継続支援事業が2分の1、空調設備が3分の1です。西小学校の給食室は、新たに造る炊飯施設の部分が新築扱いで2分の1、給食室その他の部分が改築扱いで3分の1となります。また、給食室や空調設備は補助金を差し引いた額に対して補正予算債等を充てることができますとの答弁がありました。

(2) 教育費のうち文化センター管理費、野外活動センター管理費、体育センター費に関して。

それぞれに損失補償が計上されているが、金額の根拠について質疑したところ、新型コロナウイルス感染症の影響による休館等により損失が出ていることから、指定管理者との基本協定書に基づき、市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない事象と認定し、減収となった利用料等を補償して、施設の安定した運営を支援することとしました。金額の計算については、令和2年4月から12月までの実績と令

和3年1月から3月までの収支予測に基づく今年度の赤字見込額を上限として、減収分100%を補償する予定ですとの答弁がありました。

議案第24号、行政経営部関係について。

(1) 地方債に関して。

西小学校給食室の整備は、令和2年度国の補正予算の補助金を活用した場合、令和3年度当初予算で整備した場合と比べてどの程度有利になるのかと質疑したところ、令和3年度当初予算で整備した場合、給食室の市の負担が61.7%、空調設備が51.7%でありましたが、令和2年度補正予算債を活用することにより、いずれも全体額の3分の1、33.3%で整備ができるようになりますとの答弁がありました。

以上、報告いたします。

○加藤勝明委員長 続いて、健康福祉分科会会長の報告を求めます。

松島分科会会長。

○松島修一健康福祉分科会長 議長より発言の許可をいただきましたので、ただいまから、予算決算常任委員会健康福祉分科会会長報告をさせていただきます。

健康福祉分科会に送付されました議案第2号 令和3年度北本市一般会計予算、議案第3号 令和3年度北本市後期高齢者医療特別会計予算、議案第5号 令和3年度北本市国民健康保険特別会計予算、議案第6号 令和3年度北本市介護保険特別会計予算、議案第19号 令和2年度北本市一般会計補正予算(第11号)、議案第20号 令和2年度北本市後期高齢者医療特別会計

補正予算（第4号）、議案第22号 令和2年度北本市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）、議案第23号 令和2年度北本市介護保険特別会計補正予算（第5号）について、審査内容の主なものを御報告いたします。

議案第2号、福祉部関係について。

（1）国庫支出金のうち国庫負担金に関して。

子どものための教育・保育給付費負担金の増額理由について質疑したところ、東スマイルこども園の0歳から2歳児の受入れ枠拡大に伴い、施設型給付費が増加します。国がその費用の2分の1を負担することになっているので、国庫負担金が増加する見込みですとの答弁がありました。

（2）民生費のうち社会福祉費に関して。

生活困窮者自立支援業務経費の増額理由について質疑したところ、主な理由は、住居確保給付金の増額で、住居確保給付金の令和3年度予算額は対前年度比436.8%の増となっています。これまでは離職により住居を失った方に一定期間家賃相当額を支給していましたが、令和2年度より、新型コロナウイルス感染症の影響により休業等で収入が減少して離職と同程度の状況にある方にも支給することとなり、対象者が拡大されたことで、支給件数が大幅に増加したためですとの答弁がありました。

学習支援事業委託料の事業内容について質疑したところ、この事業は、平成22年度から平成26年度まで県の事業として実施し、平成27年度からは市の事業として実施しています。家庭訪

問等により中学生及び高校生の学習支援や相談支援を行うものですとの答弁がありました。

（3）民生費のうち児童福祉費に関して。

こども商品券を3万円とした理由について質疑したところ、現行の0歳児おむつ無料化事業は金額にすると、1人当たり4万5,000円程であるため、こども商品券も同額程度を想定して議論してきました。しかしながら、こども商品券事業を実施している他の自治体の多くが2万円以内であることや、本市の財政事情を勘案し3万円としましたとの答弁がありました。

こども商品券を利用できる市内の店舗について質疑したところ、株式会社トイカードのこども商品券は、市内で利用できる店舗はない状況ですが、今後は、0歳児おむつ無料化事業の契約店舗や、商工会等に参加を呼びかけて、利用先の拡大に努めますとの答弁がありました。

0歳児おむつ無料化事業と比較すると、こども商品券はインパクトに欠けるのではないかと質疑したところ、こども商品券を使用した支援事業は埼玉県内の自治体では初めてのことになるので、今後北本市の売りとなるようPRしていきますとの答弁がありました。

議案第2号、健康推進部関係について。

（1）県支出金のうち県補助金に関して。

地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金の内容について質疑したところ、施設の整備費に対する補助金で、県の補助金を受け、1つは認知症対応型共同生活介護（グループホーム）4,870万2,000円、もう一つは看護小規模多機

能型居宅介護事業所に3,779万5,000円交付する予定ですとの答弁がありました。

(2) 民生費のうち社会福祉費に関して。

保健と介護予防の一体的実施事業経費の内容について質疑したところ、75歳以上の高齢者について、これまでは埼玉県後期高齢者医療広域連合が保健事業を実施し、介護保険者が介護予防事業を実施していましたが、法改正により、保健事業及び介護予防事業を一体的に実施することが明記され、埼玉県後期高齢者医療広域連合からの委託という形で、高齢介護課、健康づくり課、保険年金課で連携して事業を実施する予定ですとの答弁がありました。

(3) 衛生費のうち保健衛生費に関して。

新生児聴覚検査の導入背景について質疑したところ、埼玉県における新生児聴覚検査の公費助成率は全国の48.4%を大きく下回る状況で、県内でも数か所しか公費助成を行っていませんでした。そのことを受け、県と市町村が2年程話し合いを重ね、令和3年度から県内全市町村と医療機関の一括契約を行い、新生児聴覚検査の助成を行うことになりましたとの答弁がありました。

議案第3号について。

全体で2件の質疑がありました。

議案第5号について。

(1) 保健事業費のうち特定健康診査等事業費に関して。

特定健診未受診者用受診勧奨委託料の対象人数はどのくらいを見込んでいるのかと質疑した

ところ、特定健診未受診者に対して、勧奨通知を送付しているもので、一つ目は、40歳になって初めて健診を受ける方が110人、二つ目は、過去5年間で受診歴のある方が4,430人、三つ目は、過去5年間で受診歴の無い方が5,460人と見込んでいますとの答弁がありました。

議案第6号について。

(1) 保険給付費のうち介護サービス等諸費に関して。

居宅介護サービス等給付費が増額となり、施設介護サービス給付費が減額となった理由について質疑したところ、これまでの利用実績等を踏まえ、第8期介護保険事業計画の給付費の将来推計を基に積算したところ、施設介護サービス給付費より居宅介護サービス等給付費の方が利用が多いものと見込みました。居宅介護サービスの中でも、特に訪問介護や通所介護等の在宅サービスや、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等の地域密着型サービスの増加が見込まれるため、居宅介護サービス給付費を増額としましたとの答弁がありました。

議案第19号、福祉部関係について。

(1) 民生費のうち社会福祉費に関して。

障がい者福祉費のうち医療扶助費を1,200万円補正減とした理由について質疑したところ、こちらは、重度心身障害者医療費支給制度にかかる経費で、平成27年度を境に横這いもしくは微減傾向にあります。医療費については、過去5年まで遡及請求できることから、余裕をもって予算計上しているが、実績見込はそこまで請

求がなかったため補正減とするものですとの答弁がありました。

障がい者福祉費のうち障害福祉サービス費を大幅に補正増とした理由について質疑したところ、主な理由としては、これまで障がい者が施設を利用することで1日当たりの給付費用を施設に支払っていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、施設に来なくても電話連絡等で健康状態や生活状況を確認できた場合には、1日当たりの給付費を支給する特例を国が認めたため、支給額が増加したものと考えますとの答弁がありました。

(2) 民生費のうち生活保護費に関して。

医療扶助費の減額理由について質疑したところ、医療扶助の支出額については、令和2年12月時点で前年同月比7.6%の減となっており、主な理由は通院及び入院の減少が挙げられます。通院件数は821件、7.3%の減、入院件数は65件、16.4%の減となっています。通院及び入院の減少の要因としては、新型コロナウイルス感染症による医療機関の受診控えが影響しているのではないかと推察しておりますとの答弁がありました。

議案第19号、健康推進部関係について。

(1) 衛生費のうち保健衛生費に関して。

健診委託料の減額理由について質疑したところ、新型コロナウイルス感染症の影響で健診受診者が減少したことが考えられます。令和元年度は健診受診者が延べ6,583人でしたが、令和2年度は5,034人と23.5%減少したことに伴い、

委託料も減額となりましたとの答弁がありました。

議案第20号について。

本案に対する質疑はありませんでした。

議案第22号について。

(1) 保健事業費のうち疾病予防費に関して。人間ドック検診等補助金の減額補正の理由について質疑したところ、新型コロナウイルス感染症の影響により、受診控えが影響しているのではないかと推測していますとの答弁がありました。

議案第23号について。

(1) 歳入歳出全般について。

令和元年度決算不認定の影響について質疑したところ、令和2年3月分の介護給付費を令和2年度予算から支出したことに伴い、令和2年度全体としては2億1,000万円の不足が見込まれることから、補正計上するものですとの答弁がありました。

以上、報告いたします。

○加藤勝明委員長 続いて、建設経済分科会会長の報告を求めます。

島野分科会会長。

○島野和夫建設経済分科会会長 それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、予算決算常任委員会建設経済分科会会長報告を申し上げます。

建設経済分科会に送付されました議案第2号令和3年度北本市一般会計予算、議案第4号令和3年度北本都市計画事業久保特定土地区画

整理事業特別会計予算、議案第8号 令和3年度北本市公共下水道事業会計予算、議案第19号 令和2年度北本市一般会計補正予算（第11号）、議案第21号 令和2年度北本都市計画事業久保特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）について、審査の経過を順次報告いたします。

議案第2号、市民経済部関係について。

（1）使用料及び手数料のうち農林水産業使用料に関して。

農業ふれあいセンター使用料が前年度から大幅増となっているがその理由について質疑したところ、これまでは、桜国屋、さんた亭、産業振興拠点及びトイレの光熱水費等については、各施設が個別に支払いをしていました。しかし、令和3年度からは、主に市が各施設から使用料を徴収し、市が支払う方法に変更したため、前年度比428万3,000円の増となりましたとの答弁がありました。

（2）衛生費のうち環境衛生費に関して。

アライグマの防除に対する有害鳥獣防除委託料44万6,000円の内訳について質疑したところ、アライグマの防除については、埼玉県アライグマ駆除計画に基づき、埼玉県からの業務委託により実施しており、1頭当たり2万9,700円で15頭分を見込んでいますとの答弁がありました。

（3）衛生費のうち清掃費に関して。

生ごみ処理機器購入費補助金の周知方法について質疑したところ、市のホームページ及び広報きたもとで周知しているほか、北本市ごみ減

量等推進市民会議の皆様の活動の中で、市民の方に周知を図っている状況ですとの答弁がありました。

（4）農林水産業費のうち農業振興費に関して。

北本ブランド創出事業について、ブランド化をどのように進めていくのかと質疑したところ、令和元年度に4点、令和2年度に5点、これまでに9点の北本ブランド認定品の創出をしており、令和2年度には都心のバイヤーとの商談会、首都圏へのマルシェの出店を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で都心へ出ていくことができず、実現できませんでした。令和3年度には、新型コロナウイルスの感染が収束に向かえば実施していきたいと考えていますとの答弁がありました。

（5）消防費のうち防災費に関して。

防災行政無線経費のシステム導入委託料の内容について質疑したところ、防災行政無線処理をするためのPCサーバの更新委託料です。平成25年10月に導入後、令和3年10月で8年となることから緊急防災対策債を活用して更新し、市民の安全と情報提供に努めていきますとの答弁がありました。

議案第2号、都市整備部関係について。

（1）土木費のうち道路橋りょう費に関して。

令和3年度のゾーン30の実施内容について質疑したところ、西側の緑地区を実施対象としており、対象面積は24ヘクタールですとの答弁がありました。

(2) 土木費のうち都市計画総務費に関して。

上尾道路周辺調査事業について、調査する具体的な場所は特定しているのか。また、「地域資源の活用」、「まちづくりの可能性」とは、何を指しているのかと質疑したところ、場所については、上尾道路から西側のエリアを想定しています。また、上尾道路が整備されることにより都内、県内からの来訪者の増加が見込まれるため、本市の豊かな自然の中でいろいろなことが提供できると考えています。また、高尾さくら公園、子供公園、水辺プラザ公園等において自然環境を含めた地域資源とのコラボレーションの可能性も検討した上で予算を計上しましたとの答弁がありました。

空き家等対策補助金で350万円予算計上されているが、どのような空き家対策を行っていくのかと質疑したところ、改修工事と解体工事に対する2つの補助があり、改修工事に空き家のリフォームを行い、住宅として利活用されるよう促す目的で補助しています。また、解体工事には空き家を解体し更地にして、その土地が流通しやすくするという目的で補助していますとの答弁がありました。

(3) 土木費のうち街路事業費に関して。

中央通線の具体的な工事内容と完了時期について質疑したところ、工事請負費として5,400万円を計上しており、内容としては歩道の美装化工事を予定しています。この工事が完工すれば、中央通線に関する整備事業全てが終了しますとの答弁がありました。

議案第4号について。

(1) 事業費のうち土地区画整理費に関して。

調査設計委託料の内容について質疑したところ、調査設計委託料として5,170万8,000円を計上していますが、このうち3,770万円ほどが事業計画の見直しに関する予算で、そのほか1,400万円ほどが例年取り組んでいる工事や移転補償等に付随する委託料となっていますとの答弁がありました。

議案第8号について。

(1) 下水道事業収益的収入のうち下水道使用料に関して。

下水道使用料を値上げしなくてはならないような状況にあるのかと質疑したところ、使用料の算定方法として、収益的収支の経費を使用料で賄うという仕組みになっており、令和2年度の経費回収率としては約70%で、残り30%は一般会計からの補助金で補填している状況です。急激な値上げは市民生活にも支障をきたすため段階的に値上げを考えていますが、コロナ禍の中で難しい状況もありますので、社会情勢等を鑑みながら進めていきたいと考えていますとの答弁がありました。

議案第19号、市民経済部関係について。

(1) 商工費のうち商工振興費に関して。

中小規模事業者等支援給付金が350万円の補正減となった理由について質疑したところ、当初予算額1億8,000万円からは大幅な減額となり、令和2年度予算現額3,000万円、執行額2,650万円と350万円の補正減となります。売上

げの減少が50%を超える事業者が想定より多く、国の持続化給付金事業の対象となるため、市への申請が少なかったこと、また、零細事業者については、正確な売上げを記録する帳簿等の作成ができていなかったことで書類を整えるのが非常に大変なことから、申請が想定より少なかったためだと考えられますとの答弁がありました。

創業者応援持続化給付金が360万円の補正減となった理由について質疑したところ、当初予算額1,500万円、想定50件、1件30万円で設定していましたが、令和2年度予算現額1,200万円、執行額840万円で360万円の補正減となります。補助金の周知が行き届かなかったことや事業者間の情報ネットワークが乏しかったこともあり、申請件数が伸びなかったことが要因と考えますとの答弁がありました。

議案第19号、都市整備部関係について。

(1) 繰越明許費にかかる収支状況に関して。

中山道街路灯整備事業の繰越明許費の理由と工事完了時期について質疑したところ、埼玉県が行う道路拡幅工事が遅れたことから、その後本市が行う街路灯整備について年度内完了が難しいため、繰越明許とするものです。完了時期については、道路拡幅工事が令和3年6月末を予定していることから、その後本市で行う街路設置工事は、同年7月末を予定していますとの答弁がありました。

(2) 土木費のうち道路橋りょう費に関して。道路新設改良事業経費2,180万円の補正減の

理由について質疑したところ、石戸下踏切を拡幅するために必要な踏切西側の市道3269号線の拡幅に要する費用で、土地地権者の同意が得られずに事業が執行できなかつたため、土地購入費2,000万円と物件補償費180万円を補正減するものですとの答弁がありました。

議案第21号について。

(1) 国庫支出金のうち国庫補助金に関して。

社会資本整備総合交付金を大幅に補正減とした理由について質疑したところ、震災、豪雨災害の影響を受け、復旧、防災に係る事業に補助金が重点配分されたことなどにより、本事業のような従来からの継続事業の要望に対する補助金の交付額が減少している状況ですとの答弁がありました。

(2) 事業費のうち土地区画整理費に関して。

調査設計委託料が3,726万1,000円の補正減となっているが、予算計上から補正減に至るまでの経緯と理由について質疑したところ、令和元年度に久保特定土地区画整理事業の事業計画の見直しに当たった課題を整理し、令和2年度に対処方を整理し、その検討状況により土地利用計画のほか、測量及び設計等も実施できるような経費を予算計上しましたが、対処方策の整理に時間を要した関係で、見直し作業が遅れが生じ実施に至らなかったことから補正減するものですとの答弁がありました。

以上、報告いたします。

○加藤勝明委員長 ここで暫時休憩いたします。再開は10時10分といたします。

休憩 午前 9時54分

再開 午前10時10分

○加藤勝明委員長 休憩を解いて再開をいたします。

各分科会会長の報告が終わりましたので、直ちに質疑に入ります。

はじめに、議案第2号 令和3年度北本市一般会計予算の質疑に入ります。

質疑のある委員の発言を求めます。

湯沢委員。

○湯沢美恵委員 1番、湯沢美恵。

総務文教分科会の報告をいただいたので、その中の債務負担行為に関する部分で、文化財保存活用地域計画策定業務についての説明を報告していただきました。その点読んでみて、報告していただいた上で、さらにちょっと疑問に思った点につきましては、総合的な文化財の保存活用を定めるという説明がされていたのですけれども、どのような内容なのか、具体的なことの説明はあったのか、なかったのか、あればそれについて御説明をください。

それと、これは債務負担行為で3年間に及ぶわけですが、3年間の内訳についての説明があったのか、なかったのかについてお聞きしたいと思います。

○加藤勝明委員長 今関分科会長。

○今関公美総務文教分科会長 まず、先に2つ目の質問から言わせていただきます。

まず、1年目につきましては241万6,000円の委託料で、内容としてはアンケート調査であり

ますとか、職員が執筆しました素案のデザインであるとか、図版の作成であるとか、そういう支援を行うことになっております。2年目につきまして委託料は178万2,000円、2年目も職員が素案のほうを執筆させていただくことになっております。図案の関係等はコンサルに支援を依頼します。3年目につきましては269万9,000円、完成しました計画素案につきまして文化庁の認定を受ける必要がある計画でございますので、文化庁の指導に基づく修正と見直し等がありますので、そちらについての業務をし、あとは文化庁の認定を受けましたら、実際の計画の印刷という内訳になっております、ということでした。

暫時休憩、すみません、お願いいたします。

○加藤勝明委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時13分

○加藤勝明委員長 休憩を解いて再開いたします。

今関分科会長。

○今関公美総務文教分科会長 具体的な内容からは、ずれてしまうかもしれないんですけども、デーノタメ遺跡の関係、区画整理事業と遺跡の保存という共存ということで、そちらのほうも内容を見ながら計画を策定しています。ちょっと答えになっていないかもしれませんが、特にあとはありませんでした。

○加藤勝明委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

工藤委員。



○工藤日出夫委員 総務文教分科会長と保健福祉分科会長に何点か質疑をさせていただきます。

16番、工藤日出夫です。

まず、総務文教分科会長にお尋ねいたします。分科会報告書の3ページの「久保・デーノタメ共存調整等事業の必要性について」という質疑に関連しまして、この予算に類似する予算が久保の特会にも計上されておまして、私はこの建設経済分科会の委員としていろいろお尋ねしたんですけれども、同様の内容の予算が計上されておりますが、その整合性等についての質疑討論があったかどうか、お尋ねをいたします。

それから、この分科会報告の中での、下から2行目の、市民生活を豊かにするために必要な業務調整を考えています、という答弁がありましたけれども、これにつきまして、市民生活を豊かにするというのは市民生活を、どんなに豊かにするのかといった答弁があったか、お尋ねをいたします。

それから、よろしいですか。7ページのオリンピック・パラリンピックに関しまして、現在、このキャンプホストの対象自治体が約20か所近くが現在辞退をしているようでございます。本分科会において今後辞退する等の可能性等についての質疑、答弁があったか、お尋ねをいたします。なければならないでいいです。

それから、これから始まろうとしておりますワクチン接種に関して、体育センターがワクチン接種の会場に予定されております。また、交流会等がなくなるというような話も伺っており

ますけれども、この事業について、これだけの予算を使って今後どのような形で運営をしていくのかということについての質疑答弁がありましたら、お答えをいただきたいと思っております。

次のページの8ページ目です。8ページ目の(5)の教育費のうち文化財保護に関して、市内重要遺跡内容の確認調査というようなことについて質疑されたようなんですけれども、この重要遺跡の定義とは一体どういうものを指しているのかについての質疑答弁があったか、お尋ねをいたします。

それでは次に、健康福祉分科会長にお尋ねをいたします。

報告書の2ページの(3)民生費の児童福祉費に関しまして、0歳児おむつ無料化事業が廃止されて、新しくこども商品券を3万円とした理由についていろいろ書いてありますけれども、この報告書を見る限りにおいては、無料化については4万5,000円、結果として財政事情等勘案して1人当たり3万円にしたと。しかしほかの自治体は2万円以内ぐらいであったという執行部の答弁がありますけれども、北本市は結局2万円と4万円との間を取って3万円にしたという印象があるわけなんですけれども、財政事情等も含めて3万円にした合理的な数字の根拠、こういうことでもって3万円にしましたといったような、資料を基にしたようなことについての質疑答弁があったのか、伺います。

以上です。

○加藤勝明委員長 今関分科会長。

○今関公美総務文教分科会長 暫時休憩願います。

○加藤勝明委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時22分

○加藤勝明委員長 休憩を解いて再開いたします。

今関分科会長。

○今関公美総務文教分科会長 今4つ質問があったと思いますけれども、1番目に関しては、特にありませんでした。

2番目の何が豊かになるかという質疑も特にありませんでした。

3番目のオリンピック・パラリンピックについては床の修繕のことについては質疑がありましたけれども、ワクチン接種をすることによって体育館がどうなるかということでは特にありませんでした。

4番目の質疑ですけれども、過去に重要な成果を上げている遺跡が存在することから、文化保護審議会の指導の下、継続的に調査を行っていくものでございます、という形での答弁でした。

オリンピック・パラリンピックキャンプホストを辞退する可能性についての質疑もありませんでした。

○加藤勝明委員長 松島分科会長。

○松島修一健康福祉分科会長 先ほどの工藤委員の質疑についてお答えいたします。

こども商品券3万円の根拠でございますけれども、先ほどの報告の中でもありますように、市内でも1人当たり4万5,000円が、従来の金

額に相当するということでいろいろ議論はされたということでございますけれども、近隣の状況とか、あとそれから財政事情ということで、具体的にその数字である根拠というものは提示されておられませんし、それについての議論はありませんでしたが、市の財政事情を勘案しということで3万円になったということでございます。

○加藤勝明委員長 工藤委員、よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

岸委員。

○岸 昭二委員 それでは、総務文教分科会長に、3ページの久保・デーノタメ共存調整等事業について、2点お聞きしたいところがあります。

まず1点目ですが、この事業の例えば背景だとか、そういうのを含む必要性、この事業がこういう理由で必要なんですというような質疑答弁があったのか、なかったのかというのが1点目です。

そして、次の2点目であります、委員長の今の報告で、私も何もよく分からなかったんですけれども、3点ほど具体的なことが分かりました。市民合意に関する資料を作るんだということ、あと、市内調整に関する資料を作るんだということ、あとは有識者による意見聴取に使うんだということも分かったのですけれども、少しは具体的ですけれども、これでもよく分からないんです。例えば有識者による意見はどういうことをするのか。これ以上よく分かるような質疑、答弁がなかったのかどうか、あったの

であれば、お示しいただきたいと思います。

以上。

○加藤勝明委員長 今関分科会長。

○今関公美総務文教分科会長 まず、1つ目について、ちょっと長くなりますけれども、必要性はないのではというような質疑はありました。それに対して、今回新たに調査をやるということではないんです。性格上、開発か安全かという点で相入れない部分がございますので、しかも部をまたがる事業ですので、どこかが調整しなければいけないということで、市長公室のほうで支援委託事業として予算を計上させていただきました。

また、保存と区画整理という部分をまたがる事業を進める上で、両部署の業務の連携が非常に大事で、そごを生じてはいけないと考えているので、調整する必要がある。保存によって影響を与えるのは区画整理ですので、しかも都市計画ですとか、区画整理などの専門的な知見が必要になってくる。私どもにはなかなかそれがございません。

今後、見直しをする方向性を示すものとして、情報開発の内容、時期、方法などについては慎重に行う必要があって、極めてデリケートな事業だというふうに考えています。初動でボタンの掛け違いをしましては大変、区画整理も保存も大事な状況になっていますので、そういったリスクを減らすためにも、特に都市計画側の専門性のある方、経験を有する有識者の方の支援をいただいて、そのコーディネートの下に

やっていくことが一番確実なのかなと思っています。

いずれにしましても、この支援業務というのは一日も早くこの共存のための方向性を、議会の皆様、市民の皆様にお示しするために支援業務として進めていくものでございまして、何とかこの課題を解決するためのものとして御理解いただきますようにと思っています、という答弁でした。

あと2つ目のところですけれども、すみません、暫時休憩お願いいたします。

○加藤勝明委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時29分

○加藤勝明委員長 休憩を解いて再開いたします。

今関分科会長。

○今関公美総務文教分科会長 先ほど報告書に上げました3つの内容についてですけれども、特にこれといった具体的な答弁はありませんでした。

○加藤勝明委員長 ほかに質疑ありますか。

渡邊委員。

○渡邊良太委員 それでは、総務文教分科会長に1点お尋ねしたいと思います。

久保・デーノタメ共存調整等事業についてですが、この事業の中で市民の皆様や議会への説明を行うということでしたが、説明を行うにはデーノタメ遺跡を保存活用した場合と、記録保存をして、現行の換地計画どおり区画整理事業を行う場合との事業費の比較は必須だと考えま

すが、この事業の中でデーノタメ遺跡の保存活用に伴う事業費の影響も算出するかどうかについては確認されているでしょうか。

以上、1点です。

○加藤勝明委員長 今関分科会長。

○今関公美総務文教分科会長 事業費600万円ということですがけれども、その確認のところでの答弁では、私どもはきめ細やかな、例えば事業費の計算をすることは今回の事業ではないと思っております、それは先ほど申し上げました久保のほうの委託業務の中で積算がされているのだらうと思っています。やはり遺跡を残す場合、事業費の問題は大変大きな問題でございますので、そちらをきちんと示した上で、共存するのか、あるいは遺跡の保存を諦めるかということをやはり市民の皆様、議員の皆様には問う必要があると思っています。今回、私どもの支援業務の中で、そういった細かな計算をするという業務はございません、という答弁でした。

○加藤勝明委員長 ほかに質疑はありませんか。

桜井委員。

○桜井 卓委員 7番、桜井卓です。

健康福祉分科会会長と建設経済分科会会長にお伺いします。

まず、健康福祉の関係ですがけれども、予算説明書の137ページになりますけれども、3款民生費、3項生活保護費の2目扶助費ですが、前年度から比較して大きく減額ということになっております。一方で、先日的一般質問の中では、新型コロナウイルス感染症の影響で生活困窮者

の自立支援の相談はかなり増加しているという説明がありました。令和2年度中は緊急小口資金などの借入れで凌いでいた人たちの中には、いずれそういった措置が切れたときに、生活保護を受けなければいけない人が増えてくるのではないかという懸念があるわけなんですけれども、この生活保護、扶助費が減額となっている理由についての質疑があったでしょうか。確認をします。

それから関連ですがけれども、生活保護受給者が増えてきた場合、ケースワーカーの配置がちゃんとできているのかというのが重要になってくると思います。ケースワーカーの配置標準では、ケースワーカー1人当たり80世帯だと思えますけれども、これがきちんとクリアできる人件費の計上をされているかについては確認されていますでしょうか、お願いします。

それから3点目ですがけれども、予算説明書の131ページになりますが、新中央保育所整備事業経費ということで、子どもの数がどんどん減っていく中で、認定こども園、私立の施設が増えておまして、公立保育所の入所が減っているのではないかと思うんですがけれども、今後の公立保育所全体の利用者数をどのように見込んで、今回この新中央保育所整備をしているか、例えば定員が過大にならないとか、そういった観点からの規模の確認というのはされていますでしょうか。その質疑がありましたら、その内容を教えてください。

それから建設経済の分科会長にお伺いします。

1つ目ですけれども、予算説明書169ページになりますが、8款土木費、2項の道路橋りょう費、2目の道路維持費、こちらが前年度は予算額が2億3,000万円ぐらいあったんですけれども、令和3年度は1億1,000万円ということで半減しております。

それから、172ページ、8款土木費の河川費です。3項河川費の1目河川維持費、こちらのほうも前年度は4,954万5,000円だったんですけれども、令和3年度は750万円ということでこれも非常に大きく減少しているわけです。こうした道路あるいは河川という基本的なインフラだと思うんですけれども、この予算、大幅に削減されておりますが、これで市民の安全が守れるのか、不安があるわけなんですけれども、減額の理由については確認はされていますでしょうか、お願いします。

それから最後になりますけれども、予算説明書の185ページになります。

9款消防費、1項消防費、4目防災費の中、防災業務経費の中に国土強靱化地域計画策定業務委託料が入っていると思います。この内容についての質疑、またこの計画等地域防災計画との関係についての質疑はあったでしょうか。

よろしくお願いします。

○加藤勝明委員長 松島分科会長。

○松島修一健康福祉分科会長 ただいまの桜井委員の質疑にお答えいたします。

3点ありましたけれども、まず1つ目の生活保護費扶助費が減額になっている、自立支援の

相談件数が増加している一方、生活扶助費が減額ということでございましたが、その理由についてこのところは、まず当初予算で生活保護費扶助費、生活保護扶助経費については11億4,360万6,000円、前年度比で5,911万円、49%の減で計上しているということでございました。この原因につきましては、医療扶助について大幅に減額になっているということで、7,255万5,000円、11.2%の減と、これが大きく影響しているということでございました。

2番目のケースワーカーの配置基準については、そういった質疑等はございませんでした。

それと、3点目の公立新中央保育所のところの今後の公立保育所の全体の利用者数をどのように見込んでということで質疑ありましたけれども、この点については質疑はありませんでした。

以上でございます。

○加藤勝明委員長 島野分科会長。

○島野和夫建設経済分科会長 それでは、桜井委員の質疑に対してお答えいたします。

まず、1点目の道路維持費についてであります。先ほどの委員長報告にもさせていただきましたゾーン30の質疑以外にはこの辺についての質疑はありませんでした。

また、河川維持費の減額の理由についての質疑もありませんでした。

また、最後の国土強靱化地域計画について、地域防災計画との関連性についての質疑はありませんでした。

以上です。

○加藤勝明委員長 桜井委員。

○桜井 卓委員 ありがとうございます。

1 件だけ再質問をさせていただきたいと思  
います。

先ほどの1点目、生活保護扶助費の減額につ  
いてなんですけれども、理由としては医療扶助  
の減額ということでしたけれども、たしか令和  
2 年中に補正のほうで医療扶助の減額がされて  
いるわけなんですけれども、その理由としては  
新型コロナウイルスの感染拡大による受診控え  
の影響ではないかということでしたが、令和3  
年度もその影響が本当に続くのかなと。令和2  
年度中の受診控えの実績を見込んで、減額にな  
っているからまた令和3年度も減額でいいのか  
という、私は、もし受診控えが理由だと  
感染拡大が少し収まってくれば、この医療扶助  
というのは必要になってくるのではないかと思  
うのですが、そのあたり、さらに突っ込んで確  
認はされていますでしょうか。お願いします。

○加藤勝明委員長 松島分科会長。

○松島修一健康福祉分科会長 ただいまの桜井委  
員の質疑でございますけれども、そこまで突っ  
込んで聞いたかということについては、ありま  
せんでした。3年度もその影響が続くであろう  
ということで私どもは聞いております。

○加藤勝明委員長 ほかに質疑ありませんか。

日高委員。

○日高英城委員 8番、日高英城です。

まず、総務文教分科会会長へ1件、それと建

設経済分科会長にお伺いたします。

まず、総務文教分科会のほうなんですけれど  
も、先ほどの御報告で久保・デーノタメ共存調  
整等事業の必要性についてというところで、こ  
の業務は調整業務を行うことで、調査ではない  
というような趣旨の御報告をいただきましたが、  
これはちょっと僕の記憶の中なんですけれど、  
先日の諏訪議員の一般質問で、件名2の要旨1  
の中かと思うんですが、三宮市長は、調査して  
いる、過去にも調査していると、調査という言  
葉を連発して、それにより判断していくとい  
うような旨の答弁があったと記憶しているところ  
です。間違っていたら申し訳ない。

ということであると、これまでたくさん調査  
しているので、さらにその中で判断できるの  
ではないかということも言えると思うのですが、  
そのような観点からの質問があったかどうか、  
お伺いします。

それと、建設経済分科会長報告の中で、農業  
ふれあいセンター使用料が前年度から大幅増と  
なっているということで、理由としましては、  
今まで個別で払っていた光熱費を一度市が徴収  
してから払うということでの増額と聞きました  
が、そのような方式に変更した理由がよく分か  
らないということが1点と、過去、農業ふれあ  
いセンターをリニューアルするときに、売上げ  
増を見込んでいるということで、その分の売上  
げ増に対して今回の予算が、どの程度反映され  
ているのかについての質疑があったかどうか  
についてお伺いします。

○加藤勝明委員長 今関分科会長。

○今関公美総務文教分科会長 先ほどと重複してしまうんですけれども、今まで調査をしているので、必要ないのではないかということなんですけれども、先ほどもお答えしましたが、今回、新たに調査をするということではない。保存と区画整理という部をまたがる事業を進める上で、両部署の業務の連携が非常に大事で、そごを生じてはいけません。保存によって影響を与えるのは区画整理ですので、都市計画ですとか区画整理などの専門的な知見が必要になってくるということですよ。

また、情報発信の内容、時期、方法などについては慎重に行う必要があって、極めてデリケートな事業であると考えています。初めのボタンの掛け違いによって、区画整理も保存も大変な状況になってしまいますので、そういったリスクを減らすためにも専門性のある方のコーディネートが必要であるという答弁がありました。

○加藤勝明委員長 島野分科会長。

○島野和夫建設経済分科会長 それでは、農業ふれあいセンターについて、日高委員の質疑にお答えいたします。

先ほど委員長報告にも、使用料については報告をさせていただきました。大いに議論がありましたが、この報告以外の質疑はありませんでした。

また、売上げ増についての質疑についてもありませんでした。

以上です。

○加藤勝明委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤勝明委員長 なしと認め、よって、質疑を終結いたします。

本案対しましては、お手元に配付いたしました2件の修正案が提出されております。

したがって、これらを本案と併せて議題とし、それぞれ提出者の趣旨説明を求めます。

まず、修正案第1号について、提出者から趣旨説明を求めます。

黒澤委員。

○黒澤健一委員 20番、黒澤です。

修正案第1号 議案第2号 令和3年度北本市一般会計予算に対する修正案。

議案第2号 令和3年度北本市一般会計予算の一部を別紙のとおり修正する。

令和3年3月19日、提出。

提出者4名おりますが、代表して申し上げます。

提出者、予算決算常任委員、黒澤健一、提出者、予算決算常任委員、岸昭二、提出者、予算決算常任委員、今関公美、提出者、予算決算常任委員、桜井卓。

予算決算常任委員会委員長、加藤勝明様。

提案の理由を述べさせていただきます。

令和3年度予算額は214億9,200万円と定められました。市税収入は前年度より大幅に減額され、プライマリーバランスが赤字を覚悟する地方債増額の予算であります。厳しい財政であります。予算の配分は市の方向が定まる重要な予

算であり、慎重に審議しなければなりません。

令和3年度はコロナ感染症対策に十分な配慮をし、配分できた予算と認められるのでしょうか。

議会答弁にあるように、コロナ禍に対する予算措置に一般財源からの市の独自性があることが認められないことが判明いたしました。コロナ感染症対策とその影響で被害を受けている業種や家庭での市民生活を優先されることを指摘させていただきます。

市長の提案説明では、活力あるまちとして、文化財の活用、保護については文化財保護法に基づき、市内の文化財について調査を行い、その価値を市民と共有し、文化財をまちづくりの資源として活用することを目的とした文化財保存活用地域計画を策定するとして、予算計上されております。

後年度負担になる文化財関係の事業が多いとして理由を尋ねましたが、文化財は市の責任であり、コロナ対策に独自の予算はないという方向が確認されました。市長がこれらの文化財の新規事業に思い入れのあることを理解したとしても、不急の予算と申し上げます。

今回の修正に関して、久保・デーノタメ共存調整等事業については、過去に調査が済みであり、共存の政治判断をすべきであり、再度の政策研究業務経費は不必要として削除する。

上尾道路周辺調査事業の削除、上尾道路周辺の地域資源を活用するまちづくりは、(仮称)文化財資源センターなどで文化財の有効活用がされていない現状を考えれば、財政の余裕を見

て十分対応できる。

文化財保存活用地域計画策定事業の削除、主にデーノタメの保存活用を中心とした地域の学術的な対応で、区画整理と遺跡保存の共存の課題整理は令和元年度、2年度に実施されている市長決断で実行でき、削除する。

別紙修正案を御覧ください。

議案第2号 令和3年度北本市一般会計予算に対する修正案。

議案第2号 令和3年度北本市一般会計予算の一部を次のように修正する。

第1条第1項中、214億9,200万円を214億7,817万8,000円に修正する。修正の内容については、第1表 歳入歳出予算、国庫支出金繰入金、これの歳入合計が214億7,817万8,000円であります。

そして、歳出に関してであります。歳出に関しては総務費、土木費、教育費をそれぞれ削減し、歳出合計を214億7,817万8,000円とする。

第2表を次のとおり修正する。

第2表 債務負担行為でございますが、債務負担行為を修正する。北本市文化財保存活用地域計画策定業務を削除する。

次に、参考として、令和3年度北本市一般会計予算修正案に関する説明書、御一覽いただきたいと思います。これは詳細についての明細でございますので、省略をさせていただきます。

以上のように、修正案を提出いたします。慎重審議、よろしく願いいたします。

○加藤勝明委員長 趣旨説明が終わりましたので、



修正案第1号に対する質疑に入ります。

質疑のある委員の発言を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤勝明委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

次に、修正案第2号について、趣旨説明を求めます。

高橋委員。

○高橋伸治委員 それでは修正案第2号、趣旨説明をさせていただきます。

議案第2号 令和3年度北本市一般会計予算に対する修正案ということでございます。

議案第2号 令和3年度北本市一般会計予算の一部を別紙のとおり修正する。

令和3年3月19日。

提出者、敬称を略させていただきます。予算決算常任委員、高橋伸治、提出者、予算決算常任委員、諏訪善一良、提出者、予算決算常任委員、大嶋達巳、提出者、予算決算常任委員、日高秀城。

予算決算常任委員会委員長、加藤勝明様。

次に、別紙です。お開きいただき、議案第2号 令和3年度北本市一般会計予算に対する修正案ということでございます。

議案第2号 令和3年度北本市一般会計予算の一部を次のように修正する。

第1条第1項中、214億9,200万円を214億8,417万8,000円とする。

第1表を以下のように修正する。

御覧の第1表のとおりでございます。

次のページ、第2表を次のとおり修正する。

御覧のとおりです。

修正案第1号で黒澤委員が趣旨説明いたしましたが、ほぼおおむね現下、コロナ禍における予算として十分な検証とタイミングに合わない予算について削減する、修正減するというものが同様な修正案第2号の趣旨でございます。

具体的には、第1号との違いとして、久保・デーノタメ共存調整等事業の委託費、これを残すという形で第1号修正案と違う提案をさせていただいております。御存じのように、久保の土地区画整理事業は大変長い期間を経て行われている事業で、そのために地権者が大変な困難を被っております。少しでも早く方向性を出して、この方々の救済をすべきと考えて、修正案第1号に対して2号としてこの部分だけ残すことを提案するものです。

以上です。

参考資料に詳細があります。御覧ください。

○加藤勝明委員長 趣旨説明が終わりましたので、修正案第2号に対する質疑に入ります。

質疑のある委員の発言を求めます。

桜井委員。

○桜井 卓委員 7番、桜井卓です。

1点だけ確認をさせていただきたいと思えます。

修正案の第1号との違いとして、久保・デーノタメの部分ですけれども、第2号のほうではこの予算を残すということで、その理由として、少しでも早く方向性を出して待っている地権者

の方を救うべきだと、そういう理由です。その  
の思いというのは我々も同じでして、一刻も早  
くこの事業を進捗させなければいけないと。

その中で、この第1号修正案でこの予算では  
駄目だと、この事業の内容では駄目だとした部  
分として、事業費の比較をしなければいけない  
のではないかと。久保区画整理事業をこのまま  
やり遂げた場合に、久保でどれぐらいコストが  
かかるのか、デーノタメ遺跡の保存活用にとの  
ぐらいかかるのかという比較考量をして、しっ  
かりと数字を市民の皆様、あるいは議員、我々  
のほうにも示していただかないことには、その  
方向性というのはなかなか出せないのではない  
かと思っております。

そういった部分がこの事業費の中にはないとい  
う説明もありましたので、方向性示せないの  
ではないかと、有効性に疑問があるというところ  
も今回これを削除した理由ですけれども、ど  
のようにお考えでこれを残したのか、つまり事  
業費は示さなくても方向性は全然示せるんだと  
いう御判断だったのでしょうか。よろしくお願  
いします。

○加藤勝明委員長 高橋委員。

○高橋伸治委員 これまでの調査の内容が十分に  
私どもに説明されていないという実態がありま  
す。その中で、今、桜井委員からあった記録保  
存等した場合の経費についても、デーノタメを  
そのまま残した場合の収支についても、ある程  
度試算はあるのではないかと考えています。こ  
れを公表しないで、この最終集約の予算を計上

したということについては確かに疑問がありま  
すけれども、私はこれまでの調査結果の中を含  
めてそれらの説明がなされるものと考えて、い  
わゆるこの修正第2号を出させていただきました。

○加藤勝明委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○加藤勝明委員長 質疑がないようですので、質  
疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

本議案の討論については、原案及び2件の修  
正案の一括討論といたします。

討論のある方の発言を求めます。

まずはじめに、原案に賛成、修正案に反対の  
討論を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○加藤勝明委員長 次に、原案に反対、修正案に  
反対の討論を許可いたします。

湯沢委員。

○湯沢美恵委員 日本共産党市議団を代表いたし  
まして、修正案第1号、2号に反対、そして原  
案にも反対の立場で討論をさせていただきます。

今回の修正すべきとされる久保・デーノタメ  
共存調整等事業であるとか、上尾道路周辺調査  
事業、文化財保存活用地域計画策定事業に関す  
る予算につきましては、行政側としては、北本  
のよさを今後発信するため必要なものではない  
かと考察されて予算化されたものではないかと  
は思っています。また、特に久保・デーノタメ  
共存調整等事業に関しましては、久保の区画整

理事業の進捗、これにも大きく関わってくるものであるということも考えられます。修正することによって区画整理事業がさらに遅れるということは大変不安に思うところであります。

今回の修正につきましては、コロナ禍の中で今必要なかどうかということについて、大変懸念を示しているということについては一定理解をするところですが、残念ながら議案というのは一つ一つの事業が良い、悪いということではなかなかないということでもあります。

修正以外の部分については、日本共産党市議団として質疑したり、総括した市政に対する一般質問等でも明らかになったように、人の手立てであるとか、少人数学級など、未来ある子どもたちの教育環境への問題について、残念ながら踏み込んだ予算とはなっていないということなども考えられます。このことによって、本予算に対しても賛成することはできません。

内容についての詳しい討論については、最終日の本会議の中で討論をさせていただきたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症対策については大変必要だと思っています。様々な申請に関しましても、期限を切らずに、今現在も困難な状況にあります事業者であるとか、生活困難となっている市民に対する手立てに、当然、力を尽くしていただきたいと思っています。

そのことを申し上げまして、討論といたします。

○加藤勝明委員長 次に、原案に反対、修正案第1号に賛成の討論を許可いたします。

桜井委員。

○桜井 卓委員 7番、桜井卓です。

修正案第1号に賛成の立場で討論をいたします。

今回、3つの新規事業について削除をする内容となっておりますが、まず上尾道路周辺調査事業について申し上げます。

上尾道路周辺調査は上尾道路周辺の自然環境など、地域資源を活用したまちづくりに関する調査ということでした。市内の自然環境に関しては、市長を始め職員が一番よく知っていて、既に積極的な発信をしているんじゃないかと思っております。改めて調査を行う必要があるのでしょうか。財政状況が非常に厳しい中において、必要不可欠な調査とは言えないと思っております。

次に、文化財保存活用地域計画策定事業について申し上げます。

文化財を地域の実情に合わせて総合的に保存活用を図り、地域の特色や魅力をまちづくりに生かすということですが、最重要の遺跡であるデーノタメ遺跡を国史跡化するかどうかの方針決定も、令和3年度中に定める総合振興計画の後期計画の中で明記をするという予定になっておりまして、まだ方針決定がされておられません。市民や議会への説明と理解を得ることが先決となっております。このデーノタメ遺跡の方向性が定まる前の地域計画策定着手は時期尚早ではないかと思っております。

いずれも、この上尾道路周辺調査事業と文化財保存活用地域計画策定事業につきましては、内容としては自然環境か文化財かという違いはありますが、いずれにしましても貴重な地域資源をまちづくりにどうやって生かすかと、そういった方策でございまして、これらは一体的に実施をしなければ事業として成果が上がらないのではないかと思います。

最後に、久保・デーノタメ共存調整等事業について申し上げます。デーノタメ遺跡の保存に伴う久保特定土地区画整理事業の見直し、課題の整理については、平成28年度に業務委託を実施しております。さらに見直し検討業務として、久保の特別会計のほうで令和元年度に課題を整理をし、令和2年度には対処方策の整理を行っております。方針決定に一体どれだけ貴重な税金を使うつもりなのでしょうか。庁内調整の支援のために本事業が必要という説明もありましたが、庁内調整はまさに市長、副市長がリーダーシップを取って行うべきこととございます。

また、この事業の中で、都市計画の専門家のコーディネートの下で市民や議会に対する説明を行うとの説明もありましたが、市民、あるいは議会への説明には不可欠な事業費の比較検討の算出は本事業に含まれておらず、この事業の実効性に疑いがあるところです。

以上のことからこの3事業については削除が妥当であります。

以上、修正案第1号に対する賛成討論といたします。

○加藤勝明委員長 次に、原案に反対、修正案第2号に賛成の討論を求めます。

日高委員。

○日高英城委員 8番、日高英城です。

原案に反対、修正案2に賛成の立場で討論をいたします。

今回の修正案2案については、違いとしては、久保・デーノタメ共存調整等事業の部分のみであるため、この事業を削除することについての討論となります。

平成8年に事業認可を受けた久保特定土地区画整理事業は、当初の計画によれば10年間の期間をもって完成を計画した事業であります。しかしながらオオタカの営巣、デーノタメ遺跡による学術調査、さらには東日本大震災以降の国の財政難等が重なり、事業認可から四半世紀を経た現在においても、事業の進捗率は事業費ベースで今だ44.3%にとどまっております。

先日の諏訪議員の質問に対する答弁で、市長答弁にもありましたように、事業の期限となる令和7年には残念ながら完成に至らないものと想定されるところです。つまり事業認可から30年を経ても事業は完成せずに、現在のペースで事業が進んだ場合、その完成には少なくとも今までと同程度の時間がかかることが容易に推測できるところです。このような区画整理事業の長期化は、皆様も御承知のとおり、北本市にのしかかる重要な行政課題であり、長期化によって生じる様々な問題は、ほかならぬ地権者の方々を苦しめる重大な問題であります。早期解

決の方向性を見だし、問題の解決に着手することが必須であると考えます。

今回、修正案第1号で削除対象となっている久保・デーノタメ共存調整等業務は、先ほどの黒澤議員の趣旨説明にもありましたように、今までの調査で十分調査済みだと、それで十分政治判断可能ということが主な削除の理由であり、また、コロナ禍の中調査ばかりの予算は要らないなどの意見も聞きます。

しかしながら、本業務は調査委託業務でなく、調整業務ということが先ほどの分科会長からの答弁で分かりました。

私は、これまで一般質問で何度も取り上げ、地権者への説明はできるかとただしてきました。先日の一般質問でお聞きしたところ、令和元年度、令和2年度と2か年にわたる久保特定土地区画整理事業に係る業務計画見直し検討業務において、この問題を解決するための区画整理の問題点や課題が検討整理され、今回提案の久保・デーノタメ共存調整等業務がその問題点、課題の具体的な解決策に着手するための調整業務であるとの趣旨の答弁がありました。

さらに、本業務の実施を通じ、地権者への説明を本年中、年度中ではなく本年中に行うとの答弁もいただきました。これは難病の診察、診断、治療方針が決定し、いよいよこれから難しい手術を施す、メスを入れる段階に入ったという認識を持っています。遅いとは言われています。あと半年、1年早くやればよかったのではないかという批判もありますけれども、この進

歩の一步は一定の評価をしているところです。

また、市長公室の予算計上について疑義がある旨ただしたところ、久保区画整理事務所の技術的業務と文化財保護課の保存業務との調整を図るための措置との答弁でした。そのようなことから、市長公室における予算化に至ったと説明をいただきました。

区画整理地内の西仲通線にかかる位置にデーノタメ遺跡が存在している以上、遺跡の保存と区画整理事業の調整を図るための見直しが必要ではないのでしょうか。区画整理事業における地権者の権利関係など、複雑な事情を勘案すれば、都市計画や区画整理に見識を有する専門家の知見をフルに活用し、様々な合意形成や情報の発信、さらには地権者への説明など、慎重に進めていかなければならない重要な業務委託と理解するところです。

いずれにしても、区画整理事業を今後進めていくに当たっては、地権者や地域住民、さらには市民のためにも一日も早い完成を目指し、事業の軽減を図っていくことが最も重要であり、市民、行政、議会が一体となりこの難局を乗り越えることが何よりも必要であると考えます。

これまでの調査結果を基に、調整を図る委託業務をしっかり進めていくことが大切であり、久保・デーノタメ共存調整等業務を通じ、この両事業間の調整がひいては敷地内にかかる計画道路西仲通線の推進、さらには北本市の南部地区の発展に寄与することと考えています。

以上をもちまして、原案に反対、修正案に賛

成の討論を終わります。

- 加藤勝明委員長 次に原案に賛成、修正案に反対の討論を許可いたします。

〔発言する人なし〕

- 加藤勝明委員長 次に、原案に反対、修正案に反対の討論を許可いたします。

〔発言する人なし〕

- 加藤勝明委員長 次に、原案に反対、修正案第1号に賛成の討論を許可いたします。

島野委員。

- 島野和夫委員 それでは、議案第2号 令和3年度北本市一般会計予算に対し、修正案第1号の賛成討論を行います。

まず、政策研究業務経費、久保・デーノタメ共存調整等事業、委託料600万円についての提案理由は、久保特定土地区画整理事業の推進とデーノタメ遺跡の保存について専門的な知見を持った事業者に調査、調整について支援を受けるというものであります。しかし、久保とデーノタメの共存についての課題については、これまでも調査を実施し、課題は明確であります。今、必要なことは行政と管内住民や地権者との話し合いを少しでも前に進めることではないでしょうか。調査、調整ではなく、まさに政治的な決断のときではないでしょうか。

次に、まちづくり事業業務経費の上尾道路周辺調査事業委託料400万円についてであります。この件につきましては、総括質疑にも取り上げましたが、提案理由は上尾道路の整備効果を有効に活用するため、上尾道路沿線とその西側の

自然環境などの地域資源を生かしたまちづくりについて委託調査するものであると答弁でした。上尾道路は国道であり、必要な調査は大宮国道事務所が行うものであります。上尾道路沿線住民の声は一日も早く事業を進めてくれというものであります。本市で行う調査はかえって事業推進のブレーキにもなりかねないと考えられます。調査を委託する必要はなく、周辺をよく歩かされている三宮市長や地域住民が一番詳しいものと考えます。

最後に、文化財保護事業経費の文化財保存活用地域計画策定事業、382万2,000円についてありますが、事業概要については、文化財保護法の改正に伴い、市内の文化財の保存と活用の計画策定というものであります。これは国庫補助金を活用するための必要な調査であります。デーノタメの方針や計画がいまだ未確定の状況では時期尚早であります。まずはデーノタメ事業確定が先決であります。

以上、3点の修正を申し上げまして、修正案第1号についての賛成討論といたします。

- 加藤勝明委員長 次に、原案に反対、修正案第2号に賛成の討論を許可いたします。

〔発言する人なし〕

- 加藤勝明委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

- 加藤勝明委員長 では、初めに戻ります。

原案に賛成、修正案に反対の討論を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○加藤勝明委員長 次に原案に反対、修正案に反対の討論を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○加藤勝明委員長 次に、原案に反対、修正案第1号に賛成の討論を許可いたします。

工藤委員。

○工藤日出夫委員 修正案の1号に賛成の立場で討論させていただきます。

今議会大変大きな話題になりました久保とデーノタメの共存事業の事業費についてであります。

まず、私は今回これを削除することに賛成の立場であります。まず、何度も私は申し上げておりますように、久保の区画整理事業とデーノタメの保存の共存というものが一体どういうものなのかというのが、いまだにイメージし切れていないし、理解もし切れていないということが最大の理由でございます。

都市計画法と区画整理法という開発型の法律と、文化財保護法といういわゆる保存型の法律との二面性を考えれば、この法律の制度の成り立ちの中で、共存をさせるという可能性というものがどういうものであるのかというのが、まず私には理解できていないと。それと同時に着地点が見えてこない。依然として、もう既に三宮市長が就任してから2年、その前の議員時代からの提案を含めて、もう既に相当の年数がたっっているが、いまだに着地点が見えてこないということが、私にとっては最大の懸念材料でございます。

今回、これでもって着地点が見えてくるという保証もないとすれば、私はやはり今ここで早急にすべきことは、いかにして久保の区画整理事業をダイナミックに進めていくのか。財源問題、周辺住民の意識、あらゆるものを総合していくという、そういう意味において、総務文教常任委員会の答弁にありますように、現時点で市民合意に関する資料や庁内調整に関する資料の作成や有識者に意見聴取等といったようなものが備わっていないとすれば、それは共存のためでなく、久保の区画整理事業を進捗させるものであるというようなことが大前提でなければならぬと理解しておりますので、ぜひ修正案1が可決されましたら、市長においては速やかにこの事業の見直しをし、ここに掲げている市民合意に関する資料や庁内調整に関する資料や有識者に意見聴取といったようなものが、久保の区画整理事業を速やかに進捗させるためのものであり、結果としてそれがデーノタメの保存の方向性が見えてくるといったような内容にもう一度精査し直すことを、提案させていただきたいと申し上げて、私は修正案1に賛成をするという討論とさせていただきます。

○加藤勝明委員長 次に、原案に反対、修正案第2号に賛成の討論を許可いたします。

ありませんか。

〔発言する人なし〕

○加藤勝明委員長 次に、原案に賛成、修正案に反対の討論を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○加藤勝明委員長 次に、原案に反対、修正案に反対の討論を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤勝明委員長 次に、原案に反対、修正案第1号に賛成の討論を許可いたします。

今関委員。

○今関公美委員 5番、今関公美。

原案に反対、修正案に賛成の立場で討論いたします。

今回の新型コロナウイルス感染症は発症してから丸1年が経過し、まだ終息の兆しが見えていない状況で、どこの市町村も予算編成には苦労したことと思います。

北本市も例外ではなく、総括質疑ではコロナ禍における新年度予算についてを質疑させていただき、その回答では、新型コロナウイルス感染症の影響により個人所得の減少、企業収益悪化が予測され、前年度当初予算比で5億1,240万5,000円の減、法人事業税交付金では1,900万円の減となり、そして歳出では感染拡大防止の取組と社会経済活動を両立する新たな日常に向けた取組に関わる経費が引き続き必要とのことでした。

このような中で、今回様々な調査費が上がってきました。

まず、久保・デーノタメ共存調整等事業です。今までもデーノタメに特化した調査ではないにしても南部地域の調査などは行っているかと思えます。

また、先日の一般質問答弁では、西仲通線の

迂回ルートを西回りで調整しているとのことでした。平成30年6月の全員協議会で配付された久保特定土地地区画整理事業、デーノタメ遺跡文化財保存事業の事業整備の中に3通りの案があり、西回りの案もあります。

その中には国指定遺跡として保存する場合の国指定までの最短までの事業手順として、11年目、2年目とスケジュールができていますし、その他経費なども出ています。経費面では平成30年度とは多少は差があると思うので、調整すればよいと思います。また、先ほどの質問のところで事業費のことが出ていました。先ほども分科会長報告のほうで質疑に対して何回も言っていますが、読み上げます。

磯野公室長の答弁です。

事業費の問題は大変大きな問題でございますので、それらをきちんと示した上で、共存するのか、あるいは遺跡の保存を諦めるかということ、市民の皆様、議員の皆様には問う必要があると思っています。ただ、今回の支援業務の中には、そういった細かな計算をするという業務がございません、とありました。確かに部課が違うので、そうなのかもしれませんが、出してくる以上はそこをしっかりと示してほしかったととても強く思います。

次に、上尾道路周辺調査業務ですが、こちらは国から北本市域の自然等についての調査費がつき、県の機関が調査すると思うのですが、調査と報告書で2年ぐらいの期間をかけてくれるそうです。その報告書を見てから再度検討して



も十分ではないでしょうか。

文化財保存活用地域計画策定業務ですが、こちらは上尾道路周辺の文化財の保存と活用のためとの答弁がありました。であるならば上尾道路周辺調査業務と重なります。こちらも国の調査が終了してからもよいのではないかと思います。または、新型コロナウイルス感染症の状況を見て、次回の補助金にエントリーしてもよいのではないのでしょうか。

とにかく、今は経済が悪化し、新型コロナウイルス感染症対応で全国的に大変なときです。ワクチン接種は遅れ、480人分のワクチンしか来ない状況での対応、そしてPCR検査を擦り抜ける新型コロナウイルス変異株も出てきているように、全国的にも大変な状況です。とにかく今は新型コロナウイルスによって起こっている困窮、虐待、ワクチン接種、または新しい生活様式に向けた事業が何よりも優先かと思えます。

例えば教育では、4月から始まるICT支援員は、教員負担軽減のため1人の採用ではなく、せめて1年間だけでももう1人採用して2人体制にする。子育て事業では、こども商品券を市内で使用できている店舗がまだないようですので、来年度は今までどおりおむつ無料化事業にして、こども商品券が利用できる店舗ができてから改めて行う。また、今年度も猛暑になるかもしれないので、公民館のエアコンが心配です。今回削除とする予算ではすべては無理ですが、1つでも執行できるのではないのでしょうか。

今は、コロナ禍です。子どもたちは学校で思い切り歌うこともできません。おしゃべりしながら楽しく給食を食べることもできません。学校行事もできずに我慢をしています。保護者のストレスが子どもに向かい、虐待を受けている子どももいます。保護者の解雇、倒産などで食事に困っている子どもたちもいます。やはりこれらの調査費は今ではないと思います。

以上のことから、原案に反対、修正案に賛成の立場で討論いたします。

○加藤勝明委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤勝明委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

ここで事務局より報告がございます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時28分

○加藤勝明委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

これより、採決を行います。

この際、採決の順序について、あらかじめ申し上げます。

提出された2件の修正案には共通する部分があります。

したがって、まず2件の修正案のうち共通する部分を除く部分、つまり歳出、第2款総務費とそれに伴う歳入、第18款繰入金について採決を行います。

次に、2件の修正案のうち共通する部分、つ

まり第2表 債務負担行為、歳入、第14款国庫支出金、歳出、第8款土木費及び第10款教育費とそれに伴う歳入、第18款繰入金について採決を行います。

最後に、修正議決した部分を除く原案について採決を行います。

はじめに、2件の修正案のうち共通する部分を除く部分について電子採決システムにより採決いたします。

残念ですが、名前が出てこないということで、電子採決でなく、起立でお願いをしたいと思います。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○加藤勝明委員長 歳出、第2款総務費とそれに伴う歳入、第18款繰入金をそれぞれ減額することに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○加藤勝明委員長 起立多数であります。

よって、2件の修正案の共通する部分を除く部分については可決すべきものと決定しました。

次に、2件の修正案のうち、共通する部分について起立により採決をいたします。

第2表 債務負担行為を削除し、歳入、第14款国庫支出金、歳出、第8款土木費及び第10款教育費とそれに伴う歳入、第18款繰入金をそれぞれ減額することに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○加藤勝明委員長 起立多数でございます。

よって、2件の修正案のうち共通する部分に

ついては可決すべきものと決定いたしました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について起立により採決をいたします。

修正議決した部分を除く原案に賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○加藤勝明委員長 起立多数でございます。

よって、修正議決した部分を除く原案については可決すべきものと決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は13時といたします。

休憩 午前11時33分

再開 午後1時00分

○加藤勝明委員長 休憩を解いて再開いたします。

続いて、議案第3号 令和3年度北本市後期高齢者医療特別会計予算の質疑に入ります。

質疑のある委員の発言を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤勝明委員長 なしと認め、よって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある委員の発言を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤勝明委員長 なしと認め、よって、討論を終結いたします。

これより、議案第3号 令和3年度北本市後期高齢者医療特別会計予算を電子採決システムにより、採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔表 決〕

○加藤勝明委員長 賛成全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第4号 令和2年度北本都市計画事業久保特定土地区画整理事業特別会計予算の質疑に入ります。

質疑のある委員の発言を求めます。

桜井委員。

○桜井 卓委員 7番、桜井卓です。

予算書の276ページですけれども、事業費の区画整理費の中で、久保特定土地区画整理事業経費について、調査設計委託料ということで、5,170万8,000円が計上されております。少し委員長報告でも触れてはいたんですけども、もう少し具体的にこの内容について確認をされているかどうか、確認をしたいと思います。

1件だけ、よろしくお願いします。

○加藤勝明委員長 島野分科会長。

○島野和夫建設経済分科会長 それでは桜井委員にお答えいたします。

この議案第4号についての久保の区画整理事業についてですが、先ほど委員長報告もさせていただきます、この調査委託料については先ほど申し上げたとおりですが、このほかにはこの区画整理事業が一向に進まない要因として、今回約2億8,000万円の繰入金計上されているわけですけれども、このうちの半分、約1億4,000万円が公債費、そうすると約残りの1億4,000万円のうち一般管理費が5,300万円、あ

と8,000万円ぐらいが事業費に充たるという状況なんです、この予算組みに対して疑義というか、質疑がありまして、同じことを、国の国庫支出金を当てにする事業ではなかなか遅々として事業が進まないのではないかと、このような質疑がありました。

以上です。

○加藤勝明委員長 桜井委員。

○桜井 卓委員 すみません。ちょっと質問の意図が伝わっていなかったかもしれないんですけども、委員長報告の中で、5,170万8,000円を計上していて、そのうち3,770万円ほどが事業計画の見直しに関する予算ですということで、この事業計画の見直しに関する予算3,770万円というものの内容について深掘りをして聞いているかどうかです。そこをお願いします。

○加藤勝明委員長 島野分科会長。

○島野和夫建設経済分科会長 深掘りの質疑については特にはなかったと記憶しています。

以上です。

○加藤勝明委員長 ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤勝明委員長 なしと認め、よって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある委員の発言を求めます。

はじめに反対討論を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○加藤勝明委員長 次に、賛成討論を許可いたします。

湯沢委員。

○湯沢美恵委員 日本共産党市議団を代表していただきまして、議案第4号 北本都市計画事業久保特定土地区画整理事業特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論をいたします。

この立場で討論するのは初めてです。事業認可されてから一度も賛成したことはございません。大変な苦渋の選択としてこの立場に臨んでおります。

昨年、第1回の定例議会におきまして、日本共産党といたしましては反対の立場で討論をいたしました。その内容としましては、デーノタメ遺跡を保存するのかといった議論を棚上げし、できるところからと進めてきた事業は、寸断された道路や中途半端な道路によって危険が増しています。住民も高齢化し、いつ終わるのか、示されないまま放っておかれてきたことに対し、やらないならそう言ってほしいといったお声までいただくほど、怒りに近い思いを抱えている。本来土地の価格の上昇を大前提とする区画整理事業は、事業認可されてきたから土地の上昇は見取れませんが、このまま事業を継続するのは多額の市費を投入し、市民の福祉や介護、教育予算を圧迫するばかり、デーノタメ遺跡を国指定にと公言されてきた三宮市長におかれましては、今度こそ方向性をきっぱりとお決めいただき、抜本的な見直しをされるのかと期待していたところですが、それが全く見えない、感じられないものとなっていますと討論をさせていただきました。

この思いはそう変わっているわけではありません。今回の予算組みも方向性がきちんと定まったという予算組みになっているわけではありませんが、今回の予算の中の調査によって、方向性が定まり、大きく前進させるということの説明をいただきました。現に区画整理事業は一部進捗し、事故が多発している状況にあります。地権者含め地域の住民は高齢化し、相続も含め複雑な問題が既に発生しています。私自身も区画整理地内の住人として時の止まったような状況、これに何とか明るい兆しが見えると、一縷の望みを託したいと思っています。先ほど、議案第2号の修正案への討論の中で着地点が見えないということを指摘していました。そんなことの絶対ないように、重ね重ねお願いを申し上げます、苦渋の選択として賛成の討論といたします。

○加藤勝明委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤勝明委員長 なしと認め、よって、討論を終結いたします。

これより、議案第4号 令和3年度北本都市計画事業久保特定土地区画整理事業特別会計予算を電子会計システムにより、採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔表 決〕

○加藤勝明委員長 採決を確定します。

全員賛成であります。

よって、本案は可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第5号 令和3年度北本市国民健康保険特別会計予算の質疑に入ります。

質疑のある委員の発言を求めます。

桜井委員。

○桜井 卓委員 7番、桜井卓です。

1件だけ質問をさせていただきます。

歳入の国民健康保険税、こちらが前年度から7,180万8,000円と大幅な減額となっております。その理由については確認をされていますでしょうか。よろしくお願ひします。

○加藤勝明委員長 松島分科会長。

○松島修一健康福祉分科会長 ただいまの桜井委員の質疑にお答えいたします。

その質疑については、保険税は人員減によるものか、またそれだけなのかという質疑がございました。答弁といたしまして、人数の減少と併せて、令和3年度においては新型コロナウイルス感染症による減収分というのを見込んでいます、ということで、そちらの影響も見込んだ結果が7,100万円ほどの減収になるということとございまして、新型コロナウイルス感染症による減収分を見込む前と比較して、見込んだ後では課税所得の算定が6.9%の減になるということとございまして、これによって課税所得自体から新型コロナウイルス感染症による減収分を引いて、それに対して本来徴収率を掛け合わせますと、前年と同率ですけれども、93%見込んでいるということとございまして、保険税の現年課税分としては5.9%の減少になると見込んでいる、という答弁がございました。

以上でございます。

○加藤勝明委員長 桜井委員。

○桜井 卓委員 減収分としては、人数が減っているという部分と新型コロナウイルス感染症による減収分があるということはよく分かったんですけども、具体的にそのうちの新型コロナウイルス感染症による減収分が幾らかというところは、数値の答弁があったでしょうか。お願ひします。

○加藤勝明委員長 松島委員長。

○松島修一健康福祉分科会長 金額についての答弁はありませんでした。

○加藤勝明委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○加藤勝明委員長 なしと認め、よって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある委員の発言を求めます。

はじめに、反対討論を許可いたします。

中村洋子さん。

○中村洋子委員 議案第5号 令和3年度北本市国民健康保険特別会計予算について、共産党市議団を代表して反対討論をします。

総額65億7,420万円となっており、今もお話に出ておりましたけれども、対象被保険者の減、それから新型コロナウイルス感染症による減収分ということで保険税歳入が12億1,687万7,000円となり、それに伴い繰入金も6億2,391万9,000円となりました。

歳出については、県に納める国民健康保険事業費納付金17億1,969万1,000円、前年度比1億8,433万3,000円の増の予算です。県が示している標準保険料に近づけることを目標に被保険者が支払う国民健康保険料が決まっています。被保険者には7割軽減、5割軽減、2割軽減と所得による軽減策が取られています。保険料の計算方式は北本市は4方式を取っており、資産割、所得割、均等割、平等割の項目ごとに算定されていると認識しています。

平成30年度からの県広域化実施により、6年間、県の激変緩和策が活用できるよう指導されています。しかし、平成31年度以降、一般会計から繰り入れていた法定外繰入れをゼロにし、約7,600円平均値上げの国民健康保険料となりました。2年後見直し算定により、約4,200円の値上げにより現在の国民健康保険料になっています。今年度は実質的な値上げがなくても、所得により軽減率の変化や子どもが生まれたときに均等割が増えるなど、保険料の増減があります。市民の負担を考えた国民健康保険料でなければなりません。市町村の裁量を存分に生かし、保険料の維持を要求し、反対討論といたします。

○加藤勝明委員長 次に、賛成討論を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤勝明委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤勝明委員長 なしと認め、よって、討論を

終結いたします。

これより、議案第5号 令和3年度北本市国民健康保険特別会計予算を電子採決システムにより採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔表 決〕

○加藤勝明委員長 採決を確定します。

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第6号 令和3年度北本市介護保険特別会計予算の質疑に入ります。

質疑のある委員の発言を求めます。

桜井委員。

○桜井 卓委員 7番、桜井卓です。度々すみません。

こちらの議案で質疑をされているのか、ひょっとしたら議案第13号の保険料の改正案のほうで質疑をされているのかもしれませんが、こちらで確認させていただきます。

令和3年度から、介護保険料の改定が入っていると思います。この当初予算における介護保険料改定の影響額、これについて確認はされているでしょうか。よろしくお願いします。

○加藤勝明委員長 松島分科会長。

○松島修一健康福祉分科会長 ただいまの桜井委員の質疑でございますが、質疑は出ておりまして、答弁もございました。そのまま申し上げますと、第1号の被保険者保険料でございますが、

金額といたしましては1億3,246万5,000円が増加するというところでございまして、この部分がおおむね条例改正でお願いした保険料改定部分である、という答弁がございました。

以上でございます。

○加藤勝明委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤勝明委員長 なしと認め、よって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある委員の発言を求めます。

はじめに、反対討論を許可いたします。

中村委員。

○中村洋子委員 議案第6号 令和3年度北本市介護保険特別会計予算について、日本共産党を代表し、反対討論をいたします。

介護保険料総額は53億9,250万円です。前年度比1億3,246万5,000円の増額予算になっています。第1号被保険者は、年金からの引き落としである特別徴収保険料11億7,624万円、普通徴収保険料9,307万6,000円と算定されています。介護給付費負担金が3,090万1,000円増になっている一方で、調整交付金が3,658万4,000円の減となっています。県負担金7億3,706万円は前年比1,410万5,000円増になっており、介護対象増が見込まれています。支出を見ますと、居宅介護サービス給付事業経費が前年度比2億3,302万8,000円増になっている一方で、施設介護サービス給付事業経費は前年度比6,410万円の減、21億9,929万5,000円となり、

居宅サービスが増えていることが分かります。在宅介護をしている方は介護サービスを支払っていてもサービスの恩恵が少ない現状です。

介護予防により支援項目を増やすことが課題であり、認知症予防や通いの場を増やし、不安なときは包括支援センターへの相談や見守り、巡回訪問を増やしていかなければならないと考えています。サービスが増えていない状況の中で、年間6,000円の値上げになります。介護予防策の充実を望み、高齢者への負担が増えることのないよう要望し、反対といたします。

○加藤勝明委員長 次に、賛成討論を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤勝明委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤勝明委員長 なしと認め、よって、討論を終結いたします。

これより、議案第6号 令和3年度北本市介護保険特別会計予算を電子採決システムにより採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔表 決〕

○加藤勝明委員長 採決を確定します。

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第7号 令和3年度埼玉県央広域公平委員会特別会計予算の質疑に入ります。

質疑のある委員の発言を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤勝明委員長 なしと認め、よって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある委員の発言を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤勝明委員長 なしと認め、よって、討論を終結いたします。

これより、議案第7号 令和3年度埼玉県央広域公平委員会特別会計予算を電子採決システムにより採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔表 決〕

○加藤勝明委員長 採決を確定します。

賛成全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第8号 令和3年度北本市公共下水道事業会計予算の質疑に入ります。

質疑のある委員の発言を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤勝明委員長 なしと認め、よって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある委員の発言を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤勝明委員長 なしと認め、よって、討論を終結いたします。

これより、議案第8号 令和3年北本市公共下水道事業会計予算を電子採決システムにより採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔表 決〕

○加藤勝明委員長 採決を確定します。

賛成全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第19号 令和2年度北本市一般会計補正予算（第11号）の質疑に入ります。

質疑のある委員の発言を求めます。

桜井委員。

○桜井 卓委員 7番、桜井卓です。

第19号の補正予算（第11号）について1件だけ質疑をいたします。

建設経済分科会長にお願いします。

一般廃棄物処理委託料1,500万円の増額というのが予算説明書の28ページにございます。結構大きな金額だと思うのですが、この理由については確認をされていますでしょうか。よろしくをお願いします。

○加藤勝明委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時23分

再開 午後 1時24分

○加藤勝明委員長 休憩を解いて再開いたします。

島野分科会長。

○島野和夫建設経済分科会長 桜井委員にお答えします。



ただいまの質疑に対して、一般処理施設についての質疑はありませんでした。

○加藤勝明委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤勝明委員長 なしと認め、よって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある委員の発言を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤勝明委員長 なしと認め、よって、討論を終結いたします。

これより、議案第19号 令和2年度北本市一般会計補正予算（第11号）を電子採決システムにより採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔表 決〕

○加藤勝明委員長 採決を確定します。

賛成全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第20号 令和2年度北本市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の質疑に入ります。

質疑のある委員の発言を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤勝明委員長 なしと認め、よって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある委員の発言を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤勝明委員長 なしと認め、よって、討論を終結いたします。

これより、議案第20号 令和2年度北本市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を電子採決システムにより採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔表 決〕

○加藤勝明委員長 採決を確定します。

賛成全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第21号 令和2年度北本都市計画事業久保特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の質疑に入ります。

質疑のある委員の発言を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤勝明委員長 なしと認め、よって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある委員の発言を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤勝明委員長 なしと認め、よって、討論を終結いたします。

これより、議案第21号 令和2年度北本都市計画事業久保特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）を電子採決システムにより採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

[表 決]

○加藤勝明委員長 採決を確定します。

賛成全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第22号 令和2年度北本市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の質疑に入ります。

質疑のある委員の発言を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤勝明委員長 なしと認め、よって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある委員の発言を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤勝明委員長 なしと認め、よって、討論を終結いたします。

これより、議案第22号 令和2年度北本市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を電子採決システムにより採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

[表 決]

○加藤勝明委員長 採決を確定します。

賛成全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第23号 令和2年度北本市介護

保険特別会計補正予算（第5号）の質疑に入ります。

質疑のある委員の発言を求めます。

桜井委員。

○桜井 卓委員 7番、桜井卓です。

介護特会の年度末の補正です。昨年このタイミングでの補正では執行見込額を誤りまして、結果として11か月の決算となってしまいました。昨年は常任委員会で減額が大き過ぎるんじゃないかという指摘があったわけなんですけれども、結果的に執行部の説明を信じて、認めてしまったというようなことがありましたので、今年度は、その影響で令和2年度に関しては13か月分の最終予算となっているんです。昨年度は逆に1か月分足りなかったもので、令和元年度については11か月分の最終予算となっているということで、かなり比較が難しい状況だったと思います。

そうした中で、この補正額、今年度の補正額が妥当であるかどうかということをごどのように分科会の中で確認をされたのか、確認したいと思います。よろしくお願いします。

○加藤勝明委員長 松島分科会長。

○松島修一健康福祉分科会長 ただいまの桜井委員の質疑にお答えいたします。

やり取りが長いので、恐縮です。そのまま答弁を朗読させていただきますけれども、御了承ください。

答弁内容は、昨年の令和元年3月分につきましては、御存じのように、既に基金に入れてし

まいりましたので、3月分の支払えるものがなかったということで、令和2年度の部分から支払いをしたということで、既にその令和元年度の国の補助金、県の補助金については精算をしまっているということでございます。ですから、国の負担する分、県の負担する分、あと支払基金が負担するという分については全てそこで精算が済んでいるという状況でございます。

今回については、令和2年度全体の、今介護保険特会の中の歳入歳出の調整を図ったところで、歳出側の給付がやはりその分当初で見込んだよりも1か月、ここでいうと、1億6,000万円が足りなかったという今の現状でございます。歳出の給付の合計は2億1,000万円ですので、2億1,000万円足りなかったということになるんですけども、そこへ補填するに当たっては、まず基金から1億6,000万円というのは、市の負担分が本来だと12.5%あるんで、3月の時点で12.5%市から負担しなければいけなかったんですけども、負担ができなかったんで、これを今ここで改めて12.5%の一般会計繰入金2,600万円を市の負担ということで、一般会計から特会に繰り入れた状況でございます。

これは、あくまでもその足りない分の市の負担分でございますので、今回の全体の中から足りなかった分について基金から入れたと、戻したということでございますので、3月分の過年度分を戻したわけじゃなくて、あくまでも足りない部分について基金から繰り入れたという状況です。

ということは、3月の1か月分3億4,000万円をそのまま持ってきたわけではなく、あくまでも足りなかった、この年度の締めで足りなかった部分1億6,000万円を基金から繰り入れたということになります。ということで、本来ならば当初予算の中で賄えた、余る数字を含めて、今回は1か月分足りないのが1億6,000万円足りなかったということで、基金から繰り入れたという状況でございます、との答弁がございました。

○加藤勝明委員長 桜井委員。

○桜井 卓委員 昨年度、あのようなことがあったわけで、より慎重な審査が必要だったと思うのです。そうした中で、例えば昨年、いろいろ出ている書面上は11か月分でしか分からないのだけれども、それが実際の12か月分だったら幾らなのか、それで令和2年度、今出てきているのは13か月分でトータル幾らかという話しか出ていないんですけども、それが12か月分だったら幾らか、12か月と12か月とでしっかりと額の比較をして、恐らくそうなれば微増になっていると思うんですが、そういった確認が必要だったと思うのですが、そういった作業はされていますか。

○加藤勝明委員長 松島分科会長。

○松島修一健康福祉分科会長 ただいまの質疑につきましては、されておられません。

暫時休憩をお願いします。

○加藤勝明委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 1時34分

再開 午後 1時35分

○加藤勝明委員長 休憩を解いて再開いたします。  
松島委員長。

○松島修一健康福祉分科会長 大変失礼しました。  
再度確認いたしました。難しいというところは出ましたけれども、その数字については確認したところはありませんでした。よろしくお願いたします。

○加藤勝明委員長 ほかに質疑はありますか。  
〔「なし」と言う人あり〕

○加藤勝明委員長 なしと認め、よって、質疑を終結いたします。  
続いて、討論に入ります。  
討論のある委員の発言を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤勝明委員長 なしと認め、よって、討論を終結いたします。  
これより、議案第23号 令和2年度北本市介護保険特別会計補正予算（第5号）を電子採決システムにより採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔表 決〕

○加藤勝明委員長 採決を確定します。  
賛成全員であります。  
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第24号 令和3年度北本市一般会計補正予算（第1号）の質疑に入ります。  
質疑のある委員の発言を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤勝明委員長 なしと認め、よって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある委員の発言を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤勝明委員長 なしと認め、よって、討論を終結いたします。

これより、議案第24号 令和3年度北本市一般会計補正予算（第1号）を電子採決システムにより採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔表 決〕

○加藤勝明委員長 採決を確定します。  
賛成全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された議案13件の審査が終了しました。

なお、委員長報告については正副委員長に御一任いただき、作成いたしたいと思っておりますので、御了承願います。

これをもちまして、令和3年第2回予算決算常任委員会を閉会といたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 1時39分